

共同実施



3月号



平成 25 年 3 月 7 日：発行
城南学校運営支援室 古川 治：文責

今月の提出物



お忙しいと思いますが、**提出期限内または速やかに提出**をお願いします。

<提出物>

- ・ 4号業務 (3月22日(金)まで)
- ・ 共済組合「福祉保険制度」手続き
- ※その他は各校の事務室へお尋ねください。

異動

「呼び込み」で異動先の学校へ行かれたら、(異動先)事務室で以下の確認作業にご協力ください。

- ・ 通勤届の作成：自宅から学校までの地図・経路の確認等
- ・ 転居の有無確認：住居届の変更や手当認定等の確認
- ・ 扶養親族の変更の有無確認：扶養親族届の変更や認定等の確認



★自校から持参した関係書類一式を確実に異動先校の事務室へ届けてください。

☆異動場所によっては【旅費】が発生しますので、出張伺の提出等お忘れなくお願いします。

異動することになったら、残務整理と身の回りの整理をしましょう。
個人使用の机・ロッカー・靴箱の整理をはじめ、教室の片付けもお願いします。
その際に出たゴミの分別はきちんとしてください。

退職

医療保険制度の手続き

組合員証等は、「**組合員証等送付書(返納分)**」を必ず添付して返納してください。

- ① 再任用職員として採用の場合、引き続き組合員となりますが、**組合員証番号が変わるため再度手続きが必要**です。
- ② 共済組合の任意継続組合員制度に加入した場合、**申告書の提出と掛金納入が必要**です。
- ③ 国民健康保険制度に加入の場合、**居住市町村役場等で手続き**をしてください。
- ④ 家族の健康保険の被扶養者になる場合は、**要件として収入額等の制限**がありますので、ご注意ください。

年金関係の手続き

退職日で60歳以上の方

退職共済年金の決定・改定請求の手続きの書類は「退職予定者相談室」の会場にて提出済みかを確認してください。まだの場合は、至急提出してください。

退職日で60歳未満の方

「退職届書」に関係書類を添えて、共済組合へ速やかに提出をしてください。





新規入居・転居ともに、住居手当の認定・変更手続きが必要です。

提出書類

- ・賃貸借契約書の写し
- ・住民票
- ・家賃の領収書または家賃口座通帳の写し

★駐車場代が含まれていないか注意をしてください。

賃貸住居から持ち家への転居の場合

住居手当対象外となり、手続きが必要です。

提出書類

- ・住民票
- ・最後の家賃支払証明（領収書または通帳写し）

その他に、契約内容の変更・家賃額改定時も手続きが必要です。



扶養手当・共済組合の認定手続きをします。

提出書類

- ・戸籍謄本
- ・市町村民税課税所得証明書

※できれば2部ご準備ください。

- ・所得申立書

共済組合・互助会・弘済会（会員のみ）の給付金・祝金の手続きもありますので、事務室までご相談ください。

- ・出産費または家族出産費
- ・出産手当金
- ・育児休業手当金
- ・誕生祝金



姓・住所等が変更になる場合は、事務室へお知らせください。

配偶者を扶養に入れる時：扶養手当・共済組合

- ・戸籍謄本
- ・所得申立書
- ・市町村民税課税所得証明書
- ・扶養申立書

※配偶者が就職している場合

新居へ引越した時：住居手当・通勤手当

↑「転居」を参照してください。

共済組合・互助会・弘済会（会員のみ）の給付金・祝金の手続きもありますので、事務室までご相談ください。

- ・結婚手当金（共：80,000円・互：50,000円）
- ※共済組合：H26年4月より40,000円、H26年度末より廃止。
- ・結婚祝金



★大学を卒業し、就職した場合：取消

- ・就職先の社会保険証の写し
- ・被扶養者申告書

★被扶養者が、パート・アルバイトを始めた場合

注意！！

収入が年間130万円を超える場合は扶養対象外となります。

また、共済組合では平均月額が108,333円を超える金額で3ヶ月以上続く場合は、認定されません。

向こう1年間の「給与支払見込み証明書」と「扶養理由書」が必要となります。

詳しくは自校の事務室へ！